

鑑別とは

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため適切な指針を示すことです。

鑑別は3種類あります。

- ①家庭裁判所の審判のために行う鑑別(収容審判鑑別・在宅審判鑑別)
- ②少年院在院者や保護観察対象者等に対して行う鑑別(処遇鑑別)
- ③家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた者に対して行う鑑別(指定鑑別)

鑑別の進め方

明るく静かな雰囲気の中で、心理の専門家による面接や心理検査を実施するほか、行動観察、医学的診断及び家庭裁判所等からの情報等を整理統合した上で、判定会議で処遇方針について結論を出し、「鑑別結果通知書」にまとめます。

なお、在所者のありのままの姿をとらえるために「行動観察」を行います。その場面づくりとして、貼り絵、描画、課題作文等も行います。これらの過程で、在所者も自分自身を見つめ直し、これからの生き方について考えながら、審判への心構えを作っていきます。

心理相談のご案内(個人の皆様へ)

青少年が抱える悩みについて、心理学の専門家である職員が、ご本人やご家族などからのご相談に応じています。

秘密については、固くお守りしますので、安心してご利用ください。

相談内容

非行問題一般、不登校、家出、家庭内暴力、知能、性格の問題、しつけ問題などについて、また、成人の方についてのご相談についても、相談に応じています。

手続き

あらかじめ、電話で相談内容のあらましをお聞きし、相談来所の日時の打合せをします(電話相談で終わる場合もあります。)

時間

受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです(祝祭日を除く)。

相談料

無料です。

高知少年鑑別所

KOCHI Juvenile Classification Homes



(オブジェ：クワガタ虫)

少年鑑別所とは

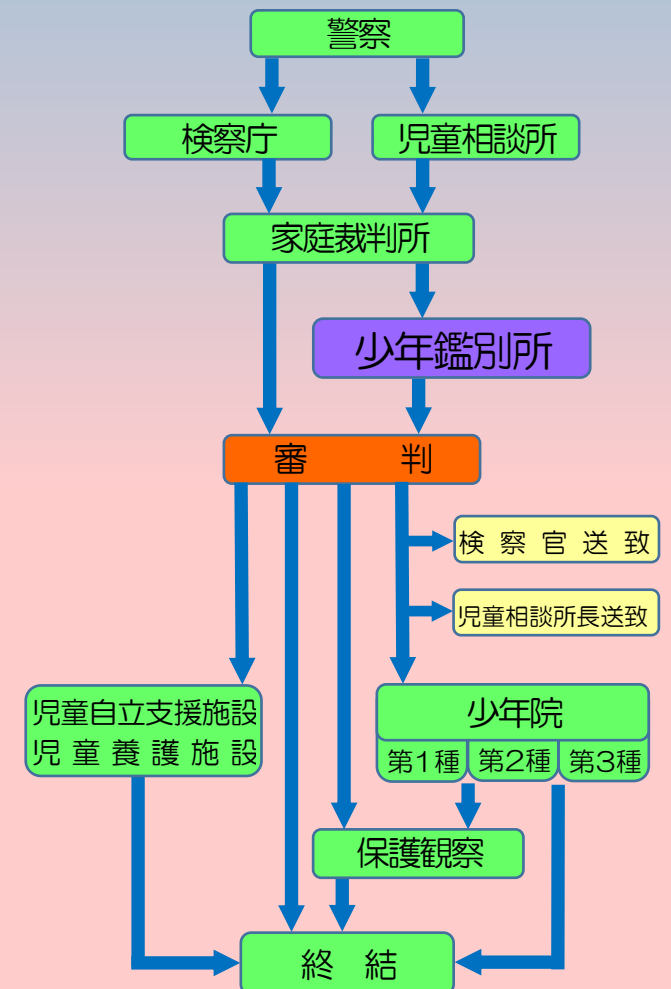
少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、全国で52か所に設置されています。業務内容は次のとおりです。

- ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行う。
- ②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行う。
- ③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う。

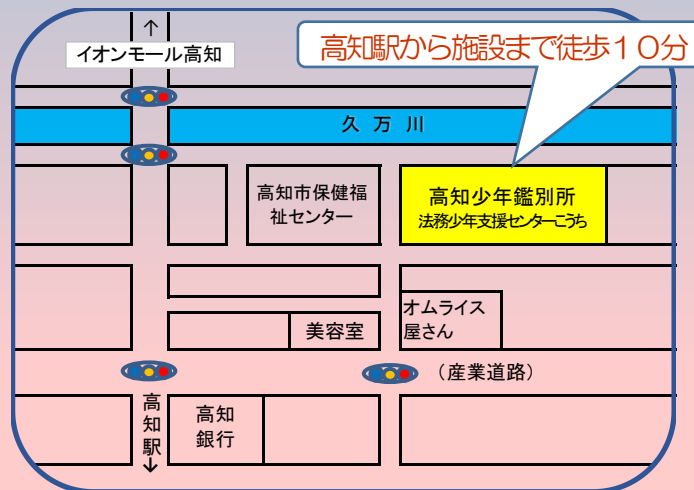
施設の沿革

- 昭和24年1月 高知少年観護所及び高知少年鑑別所として、当時、土佐藩致道館跡(高知市丸ノ内)にあった高知刑務所の一部を借用して発足
- 昭和25年4月 高知県長岡郡後免町国分の民間工場を買収し、改築移転
- 昭和27年8月 高知少年鑑別所と改称
- 昭和33年4月 高知市塩田町(現住所)に新築移転
- 平成7年12月 新庁舎等竣工
- 平成27年6月 外来相談を「法務少年支援センターこうち」に名称変更

非行少年の処遇の流れ



アクセス



住所 〒780-0065
高知市塩田町19-13

TEL 高知少年鑑別所へは
088(872)9283(代表)
法務少年支援センターこうちへは
088(872)9330(直通)

FAX いずれも 088(820)1193

法務少年支援センター こうち

地域の非行・犯罪の防止と
青少年の健全育成に

地域とつながり 地域につなげる

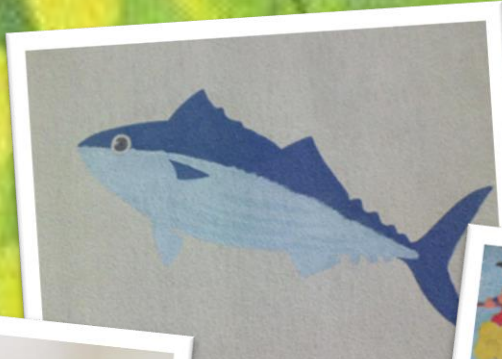


少年鑑別所での生活



毎日の運動の時間で健康増進や気分転換を図ります。

(イメージ)



保護者、付添人、学校の先生等との面会ができます。

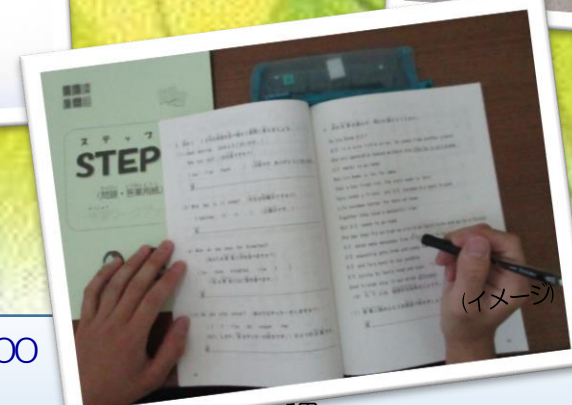
(イメージ)



知能検査や性格検査等を行い、特性等を明らかにします。



貼り絵や折り紙、その他創作活動も行っています。



苦手な科目にも気軽に取り組みやすい教材が用意されています。

(イメージ)

7:00

起床・身辺整理

朝食・休憩

朝礼

運動

9:00

面接・心理検査

課題作成

自主学習・読書

入浴

昼食・休憩

11:30

面接・心理検査

課題作成

習字支援
養放送・講話等

診察・健康診断

自主学習・読書

面会

16:00

室内運動

食・休憩

日記記入

課題作成

テレビ視聴

(自由時間)

就寝

21:00



退所時の思い

(退所時アンケートから抜粋しています。)

少年鑑別所で、お母さんに面会にきてもらって、初めてお母さんの気持ちがわかりました。心配ばかりかけてきたけど、もう夜遊びや非行はしないと決意しました。

なんで、あの時、誘いを断らなかつたんだろうか、どうすれば断ることができるだろうか、いつまでもバカをやつてられないうか、いっぱい考えました。親、学校の先生、調査官やこの先生、ありがとうございました。

法務少年支援センターこうちから (関係機関の皆様へ)

当センターでは、非行・犯罪問題の専門機関として、非行・犯罪に関する問題や思春期の子供たちの行動理解に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保護関係団体、NPO等の団体等青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する支援等に取り組んでいます。

支援の内容

◎子供の能力・性格の調査

◎研修・講演の実施

◎問題行動の分析や指導の方法の提案

◎法教育授業の実施

◎子供や保護者に対する心理相談

◎関係機関等が主催する協議会等への参画

◎事例検討会等への参加

◎成人に対する心理相談、問題行動の分析